

鉄骨造・鉄筋コンクリート造 耐震診断／耐震改修

昭和56年6月以前の建造物は耐震診断を

旧耐震基準は震度5強の地震を想定(昭和56年6月以前)
昭和56年6月以降の新耐震基準は震度6強の地震を想定

耐震診断

耐震診断とは、昭和56年(1981年)5月以前に建てられた建築物の構造強度や変形性能を調べ『新耐震設計基準』と比較して、どこが弱くどのように補強すれば良いのかを調査します。経験豊富な専門スタッフが綿密な現地調査と正確な構造計算を行います。



耐震改修

耐震改修には多数の方法があり、耐震診断の結果に合わせて適切な補強を行います。代表的なのは、鉄骨ブレース補強(耐震)、地震の揺れを遮断(免震)、地震の揺れを制御(制震)壁補強、柱・梁補強、などがあります。



助成制度

分譲マンション耐震診断助成制度

船橋市では、平成18年4月1日から分譲マンションの耐震診断助成制度を実施しています。建築物の地震に対する安全性の向上と、安全で安心な居住環境の形成を図ることを目的に、船橋市内に所在する分譲マンションの管理組合が一定の要件を満たすマンションの耐震診断を行う場合に、市がその費用の一部を助成する制度です。

<http://www.city.funabashi.chiba.jp/machi/sumai/0007/p010207.html>